懲戒処分の実施状況

（過　去　分）

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処　分　事　由
4.6.22	減　給 １０分の１ １ヶ月	県立学校 教　諭 ５０歳代 女　性	令和４年４月、自家用車で四国中央市内の県道13号線を走行中、速度違反取締中の警察署員に、38km/hの速度超過（制限速度40km/hのところを78km/hで走行）により検挙された。
4.7.20	停　職 １ヶ月	公立小学校 教　諭 ４０歳代 男　性	令和４年４月、松山市内のコンビニエンスストアに停めてあった自転車を窃取し、乗って帰ろうとしたところで警察署員の職務質問を受け、書類送検された(不起訴処分)。
4.9.1	戒　告	県立学校 教　頭 ５０歳代 男　性	高速道路を利用するとして通勤手当の認定を受けていたが、認定とは異なる区間を利用し、令和３年４月から４年５月までの14月間の通勤手当のうち、高速道路利用相当額を不正に受給した。
4.11.21	停　職 ６ヶ月	公立小学校 教　諭 ６０歳代 男　性	令和４年６月、今治市内のショッピングセンターで、ＡＴＭの出金口に残されていた現金16,000円を窃取し、警察署員の事情聴取を受け、犯行を認め書類送検された(不起訴処分)。
5.2.14	免　職	県立学校 会計年度任用職員 ４０歳代 男　性	令和４年８月、県内のスポーツ施設において、被害者に対し、わいせつな行為を行った。
5.7.18	減　給 １０分の１ １ヶ月	公立小学校 主幹教諭 ４０歳代 男　性	令和５年４月、自動二輪車で伊予市内の国道56号線を走行中、速度違反取締中の警察署員に44km/hの速度超過（制限速度50km/hのところを94km/hで走行）により検挙された。
5.9.26	減　給 １０分の１ １ヶ月	公立小学校 教　諭 ５０歳代 男　性	令和５年１月、自家用車で宇和島市内の国道56号線を走行中、ハンドル操作を誤り対向車に衝突し、相手方２名にそれぞれ全治３ヶ月の重傷を負わせた。
5.11.15	減　給 １０分の１ １ヶ月	公立小学校 教　諭 ４０歳代 男　性	令和５年８月、自家用車で神戸淡路鳴門自動車道を走行中、速度違反自動取締装置等により、50km/hの速度超過（制限速度80km/hのところを130km/hで走行）を記録され、検挙された。
6.1.24	減　給 １０分の１ １ヶ月	公立小学校 事務職員 ２０歳代 男　性	令和５年10月、自家用車で松山市内の国道196号線を走行中、速度違反自動取締装置により、31km/hの速度超過（制限速度40km/hのところを71km/hで走行）を記録され、検挙された。
6.1.24	免　職	県立学校 教職員 〔※公表基準５による〕	18歳未満の者に対する不適切な行為 〔※公表基準５による：被害者のプライバシーその他権利利益を保護するために必要と判断し、本件については被処分者の属性等を一部非公表としております。〕
6.2.13	減　給 １０分の１ １ヶ月	県立学校 教　諭 ４０歳代 女　性	令和５年２月、自家用車で広島県三原市を走行中、雨天のためカーブでスリップして対向車に正面衝突し、相手方３名に全治１週間から131日間の傷害を負わせた。